

## 指名停止措置について

令和3年8月27日付けで、朝日町入札参加資格者の指名停止等の措置に関する要領に基づき、次のとおり指名停止措置を行いました。

### 1. 指名停止業者及び指名停止期間

業者名	住所	指名停止期間
株式会社森崎	富山県富山市向新庄町 3-7-22	令和3年8月27日から 令和4年8月26日まで（12ヶ月）

### 2. 指名停止事由

舟橋村が令和2年10月に実施した「村道海老江中央線道路改良工事」及び「舟橋村小学校プール前広場整備工事」の指名競争入札に関して、村職員から予定価格又はその近似値の教示を受け落札したとして、令和3年8月18日に公契約関係競売入札妨害の疑いで当該業者の役員が逮捕されたもの。

このことは、朝日町入札参加資格者の指名停止等の措置に関する要領第2条第1項（別表第2第14号イ（競売入札妨害又は談合））に該当するため。

<朝日町入札参加資格者の指名停止等の措置に関する要領>

別表2

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) (14) 次のア又はイに掲げる者が町以外発注工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員又は使用人	逮捕又は公訴を知った日から  6ヶ月以上24ヶ月以内 4ヶ月以上24ヶ月以内